

○甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則

(昭和五十一年十月十五日)
規 則 第 九 号

改正	昭和五五年	三月三十一日規則第一号
	昭和六一年	六月一日規則第一号
	平成二年	三月十五日規則第一号
	平成四年	四月一日規則第七号
	平成七年	三月三十一日規則第七号
	平成九年	七月二日規則第七号
	平成一一年	三月三十一日規則第一号
	平成一六年	三月二十五日規則第六号
	平成一七年	一月二十四日規則第一号
	平成二四年	一月三十一日規則第六号
	平成二六年	八月二二日規則第五号
(一部未施行)	三六五・三ページ参照	

(目的)

第一条 この規則は、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和五十一年条例第五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(標識及び揭示板等)

第二条 条例第八条の三第一項及び第三項、第十一条第一項第五号

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則）

及び第三項、第十一条の二第二項、第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項及び第四項、第十七条第三号、第二十三条第二項、第四項第一号及び第二号並びに第五項、第三十一条の二第一号、第三十一条の六第九号、第三十三条第二項、第三十四条第五号並びに第三十九条第四号に規定する標識、揭示板及び表示は、別表によるものとする。

(火災予防上危険な物品)

第三条 条例第二十三条第一項に規定する火災予防上危険な物品は、次のとおりとする。ただし、常時携帯する物品で軽易なものは、この限りでない。

一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）別表に掲げる危険物及び条例別表第八に掲げる指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類

二 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号に掲げる可燃性ガス

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第二条第一項に掲げる火薬類及び同条第二項に掲げるがん具用煙火

(喫煙等の承認等)

第四条 条例第二十三条第一項ただし書の規定により、同項各号に掲げる場所における喫煙若しくは裸火の使用又は火災予防上危険

な物品の持込みの承認を受けようとする者は、喫煙等承認申請書(第一号様式)を消防長又は消防署長に提出しなければならない。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による承認をしたときは、申請書の一部に承認済印(第一号様式の二)を押印し、及び必要な事項を記載して、当該申請をした者に交付するものとする。

3 消防長又は消防署長は、第一項の規定による承認の申請があった場合において、火災予防上支障があると認めて承認をしないときは、喫煙等不承認通知書(第一号様式の三)により当該承認の申請をした者にその旨を通知するものとする。

4 消防長又は消防署長は、条例第二十三条第一項ただし書の規定に基づく承認をした場合で、当該承認を受けた場所の存する防火対象物において火災が発生したとき、又は承認の内容若しくは承認の際に附された条件に違反する行為が行われたときは、当該承認を取り消すことができる。

5 消防長又は消防署長は、前項の規定により承認を取り消したときは、喫煙等承認取消通知書(第一号様式の四)により当該承認を受けた者に通知しなければならない。

(防火対象物の使用開始の届出)

第五条 条例第四十三条の規定による防火対象物の使用を開始しようとする者は、使用開始の日の七日前までに、防火対象物使用開

始届出書(第二号様式及び第二号様式の二)に、次の各号に掲げる書類を添えて、消防長又は消防署長に提出しなければならない。

- 一 防火対象物の配置図
- 二 各階平面図
- 三 消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)

2 前項の届出事項に変更を生じたときは、変更を生じた日から七日以内に、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

3 前二項の届出に対しては、副本に証印(第三号様式)を押印して、届出人に交付する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第六条 条例第四十四条に規定する設置をしようとする者は、設置届出書(第四号様式から第四号様式の四まで)に、次の各号に規定する書類を添えて、消防長又は消防署長に提出しなければならない。

- 一 水素ガスを充てんする気球の設置については、設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾を付置する場合は電飾の配線

図

二 その他の設備の設置については、当該設備の設計図書

2 前項の届出に対しては、副本に証印（第三号様式）を押印して、届出人に交付する。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第七条 条例第四十五条に規定する行為をしようとする者は、届出書（第五号様式から第五号様式の五まで）に、その区域及び場所の略図を添えて、消防長又は消防署長に提出しなければならない。ただし、これらの行為について、緊急を要する場合及びその内容が軽易な事項である場合については、口頭をもって届け出ることができ。

2 前項の届出に対しては、副本に証印（第三号様式）を押印して、届出人に交付する。

（指定洞道等の届出）

第七条の二 条例第四十五条の二に規定する指定洞道等の届出及びその変更の届出は、指定洞道等届出書（第六号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて消防長又は消防署長に提出しなければならない。ただし、変更の届出にあっては、変更する事項以外の書類の添付を省略することができる。

一 指定洞道等の経路、出入口及び換気等の位置を記載した経路

概略図

二 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備、その他主要な設備の概要書

三 指定洞道等の内部における火災に対する次の安全対策

(一) 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

(二) 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理及び喫煙管理等の出火防止に関すること。

(三) 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供に関すること。

(四) 職員及び作業員の教育訓練に関すること。

(五) その他安全管理に関すること。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第八条 条例第四十六条第一項の規定による指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、少量危険物貯蔵取扱い届出書（第七号様式）に、貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添えて、消防長又は消防署長に提出しなければならない。

2 条例第四十六条第二項の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いを廃止する者は、少量危険物貯蔵取扱い廃止届出指定可燃物

書(第七号様式の二)を、消防長又は消防署長に提出しなければならない。

3 前項の届出に対しては、副本に証印(第三号様式)を押印して、届出人に交付する。

(タンクの水張検査等の申請等)

第九条 条例第四十七条の規定によるタンクの水張検査又は水圧検査(以下「タンクの水張検査等」という。)を受けようとする者は、少量危険物等水張検査申請書(第八号様式)にタンクの構造明細図書を添えて、消防長又は消防署長に提出しなければならない。

2 消防長又は消防署長は、タンクの水張検査等を行った結果、条例第三十一条の四第一号、第三十一条の五第四号、第三十一条の六第二号及び第三十三条第二項にそれぞれ定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該タンクの水張検査等の申請をした者に、少量危険物等タンク検査済証(第八号様式の二)を交付するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に設けられている標識及び表示で、別

表に違反していないものは、この規則の当該規定に基づいて設置されたものとみなす。

附 則 (昭和五五年規則第一号)

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年規則第一号)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二年五月二十三日から施行する。

(届出の様式等)

第二条 火災予防条例の一部を改正する条例(平成元年十二月二十六日第十五号)附則第五条第四項の規定による届出にあっては、届出書(第八号様式)によって、消防長又は消防署長に提出しなければならない。

2 前項の届出に対しては、副本に証印(第二号様式)を押印して届出人に交付する。

附 則 (平成四年規則第七号)

この規則は、平成四年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年規則第七号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則 (平成九年規則第七号)

この規則は、平成九年八月一日から施行する。

附則 (平成一一年規則第一号)

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成一六年規則第六号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年規則第六号)

この規則は、平成二十四年十二月一日から施行する。

第三十一条の二第一号 第三十三条第二項 第三十四条第五項	危険物 指定可燃物 の品名、最大数量等を掲示した掲 示板	30以上	60以上	(※注)
第三十一条の六第九号	非常の場合に直ちに閉鎖する操作の旨の表示 は、「緊急レバー」等の表示	6.3以上	12.5以上	
第三十三条第二項	移動タンクで可能性液体類等を貯蔵し、又は取 り扱っている旨の表示は「指定可燃物」 文字は、反射塗料その他反射性を有するもので 表示	30以上	30以上	
第三十九条第四号	定員表示板	30以上	25以上	
第三十九条第四号	満員札	50以上	25以上	
		赤	白	
		白	黒	
		黒	黄	
		赤	白	

(※注) 危険物の規制に関する規則第十八条第一項第三号及び第五号の例によること。

第1号様式（第4条関係）

喫煙等承認申請書

年 月 日				
様 申請者 住 所 （電話 番） 氏 名 印				
火災予防条例第23条第1項ただし書の規定により、喫煙等禁止場所における禁止行為の解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。				
防 火 対 象 物	所 在 地	電 話 番		
	名 称			
	関 係 者			
承認を受けようとする 行為等	行 為	喫煙 ・ 裸火使用 ・ 危険物品持込み		
	内 容			
	期 間			
	申 請 場 所			
	責 任 者	勤務先	所在地	電 話 番
		名称		
火災予防上講ずる措置				
※ 承 認 条 件				
※ 受 付 欄 ※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。
 4 申請場所付近の見取図及び詳細図を添付すること。

第1号様式の2 (第4条関係)

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則)

承認済印

第	号	
承	認	済
年	月	日
甲府地区広域行政事務組合		
消 防 署 長		

(縦3 cm、横5 cm)

第1号様式の3（第4条関係）

甲広 消発第 一 号
年 月 日

第八編 業務（甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則）

喫煙等不承認通知書

住所

氏名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

甲府地区広域行政事務組合

消防署長

印

年 月 日に申請のありました の承認については、次の
理由により承認しませんので、通知します。

不承認理由

D
〔甲府広域八〕

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、甲府地区消防長に審査請求することができます。

三五九二

第1号様式の4 (第4条関係)

甲広 消発第 一 号
年 月 日

喫煙等承認取消通知書

住 所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

甲府地区広域行政事務組合

消防署長

印

年 月 日第 号による承認については、次の理由により取り
消しましたので、通知します。

承認取消理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して60日以内に、甲府地区消防長に審査請求することができます。

D (甲府広域八)

第2号様式（第5条関係）

防火対象物使用開始届出書

①

様		年 月 日	
届出者		住所	
氏名		(電話 番)	
所在地		電話 番	
名称		主要用途	
建築確認年月日		建築確認番号 第 号	
※ 消防同意年月日		※ 消防同意番号 第 号	
工事着手 年月日		工事完了 (予定) 年月日	
		使用開始 (予定) 年月日	
他の法令による 許 認 可			
敷地面積		㎡	
建築面積		㎡	
延面積		㎡	
従業員数		公開時間又 は従業員時間	
屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の概要			
その他の 必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

防火対象物棟別概要 (第 号)	用途		構造		消防用設備等の概要					特殊消防 設備等 の概要		
	種別 階別	床面積 ㎡	用途	消 設	火 備	警 設	報 備	避 設	難 備		消 上 施	活 動 な 設
	階											
	階											
	階											
	階											
	階											
	階											
	計											

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「第1号様式の2防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
 - 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

第2号様式の2 (第5条関係)

防火対象物棟別概要追加書類

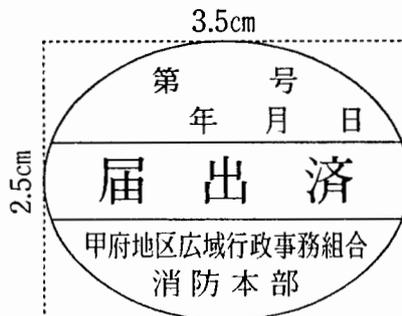
防火対象物棟別概要	用途		構造					特殊消防設備等の概要	
	種別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要					
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動に必要な施設		
階									
階									
(第号)	階								
	計								

防火対象物棟別概要	用途		構造					特殊消防設備等の概要	
	種別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要					
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動に必要な施設		
階									
階									
(第号)	階								
	計								

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則)

第3号様式 (第5条、第6条、第7条、第8条関係)

◇・D (甲府広域一六)



三五九六(一六三)

第4号様式 (第6条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日					
様					
届出者					
住所					
(電話 番)					
氏名 印					
防火 対象 物	所在地	電話 番			
	名称	主要用途			
設置 場所	用途	床面積	㎡	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等	
	構造	階層			
届 出 設 備	設備の種類				
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日		
	設備の概要				
	使用する 燃料・熱 源・加工液		種 類		使 用 量
安全装置					
取扱責任者の職 氏名					
工 事 施 行 者	住所	電話 番			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を

記入すること。

- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

第4号様式の2 (第6条関係)

燃料電池発電設備
 発電設備
 変電設備
 蓄電池設備
 設置届出書

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則)

年 月 日					
様					
届出者					
住所					
氏名 (電話番) [㊞]					
防火対象物	所在地	電話番			
	名称	用途			
設置場所	構造	場所	床面積		
		屋内(階)、屋外	㎡		
届出設備	消防用設備等又は特殊消防用設備等	不燃区画	有・無	換気設備	有・無
	電圧	V	全出力又は定格容量	Kw AH・セル	
設置の概要	種別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他			
	主任技術者氏名				
工事施行者	住所	電話番			
	氏名				
※ 受付欄			※ 経過欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
 - 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
 - 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 当該設備の設計図書を添付すること。

第4号様式の3 (第6条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

		年 月 日	
様		届出者 住所 氏名 (電話番) ④	
防火対象物	所在地	電話番	
	名称	用途	
届出設備	設備容量		
	着工(予定) 年 月 日	竣工(予定) 年 月 日	
	設備の概要		
工事 施行者	住所	電話番	
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 当該設備の設計図書を添付すること。

第4号様式の4 (第6条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日										
様										
届出者										
住所										
氏名					(電話		番)			
					⑩					
設置請負者		住所			電話					番
		氏名								
看視人		氏名			他					名
設置期間		掲揚			自		至			
		けい留			自		至			
設置目的										
設置場所	地名・地番									
	地上又は屋上の別			用途			立入禁止の方法			
充てん又は作業の方法		日時			場所					
		方法			ガス置場					
構造	気球型					直径			材質	
						体積			厚さ	
	揚網		材質					太さ		
	電飾	電球の定格電圧の種類		灯数			配線方式		直列・並列	
電線の種類		断面積								
総重量					その他					
支持方法		掲揚			必要事項					
		けい留								
※ 受付欄					※ 経過欄					

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印欄は、記入しないこと。
 - 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を発生おそれのある行為の届出書

年 月 日	
様	
届出者	
住 所	
氏 名	
(電話 番) ⑩	
発生予定日時	自 至
発生場所	
燃焼物品名 及び数量	
目 的	
その他必要な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第5号様式の2 (第7条関係)

道路工事届出書

年 月 日	
様	
届出者	
住所	
(電話 番)	
氏名 ㊞	
工事予定日時	自 至
路線及び箇所	
工事内容	
現場責任者 氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 工事施工区域の略図を添付すること。

第5号様式の3 (第7条関係)

煙火打上げ仕掛け届出書

年 月 日	
様	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩	
打上げ仕掛け予定日時	自至
打上げ仕掛け場 所	
周囲の状況	
煙火の種類及び数量	
目 的	
その他必要な事項	
打上げ仕掛けに直接従事する責任者の氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
 - 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

第5号様式の4 (第7条関係)

催物開催届出書

年 月 日			
様			
届出者			
住所			
(電話 番)			
氏名 印			
防火対象物	所在地	電話 番	
	名称	本来の用途	
使用箇所	位置	面積	客席の構造
		㎡	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使用目的			
使用期間		開催時間	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防火管理者氏名			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第5号様式の5（第7条関係）

水道断減水届出書

年 月 日	
様	
届出者	
住 所	
(電話 番)	
氏 名 ㊟	
断 水予定日時 減	自 至
断 水 区 域 減	
工 事 場 所	
理 由	
現場責任者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

D〔甲府広域一六〕

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
 - 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 断・減水区域の略図を添付すること。

第6号様式 (第7条の2関係)

指定洞道等届出書 (新規・変更)

年 月 日	
様	
届出者	
事業所名	
所在地	
(電話)	
代表者氏名 印	
設置者	法人の名称
設置者	代表者氏名
洞道等の名称	
設置場	起 点
設置場	終 点
所	経 由 地
その他必要事項	
※ 受 付 欄	
※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

第7号様式（第8条関係）

少量危険物 貯蔵 届出書
指定可燃物 取扱い

年 月 日				
様				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名 印				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所在地			
	名 称			
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱 方法の概要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又は 期 間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。
4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

第7号様式の2 (第8条関係)

少量危険物 貯蔵 廃止届出書
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
様				
届出者 住所 (電話 番) 氏名 印				
貯蔵又は取扱い の場所	所在地			
	名称			
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱 方法の概要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
廃止年月日	年 月 日			
廃止理由				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

第8号様式（第9条関係）

少量危険物等タンク水張検査申請書
水圧検査

年 月 日			
様			
申請者			
住所			
氏名			
(電話 印番)			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
貯蔵又は取扱う 類・品名	類	品名	
タンク 構造	形状		
	寸法	mm	容量 L
	材質記号	板厚	mm
タンクの最大常用 圧力	kpa		
検査の種類及び 検査希望年月日			
タンク製造者及び 製造年月日			
※ 受付欄		※ 経過欄	
		検査年月日 年 月 日	
		検査番号 第 号	
※ 手数料欄			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 申請するときは、タンクの構造明細図書を添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

第8号様式の2 (第9条関係)

正 少量危険物等タンク検査済証

水張り又は水圧検査の別				
検 査 圧 力		kpa		
タ ン ク の 構 造	形 状		容 量	L
	寸 法	mm		
	材質記号及び板厚	mm		
製 造 者 及 び 製 造 年 月 日				
タンク検査番号 第 号 年 月 日 甲府地区広域行政事務組合 消防長 印				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第8号様式の2 (第9条関係)

副

少量危険物等タンク検査済証			
検査圧力		kpa	
検査番号	第		号
検査年月日		年 月 日	
甲府地区広域行政事務組合			
70mm			50mm

- 備考 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

提出するものとする。

第七条第一項中「第五号様式の五」を「第五号様式の六」に改め、同項ただし書中「これら」を「同条第一号から第五号まで」に改める。

第一号様式の四の次に次の二様式を加える。

〔次の規則は、編集時現在未施行〕

○甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

（平成二十六年八月二十二日）
規 則 第 五 号

甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則（昭和五十一年十月規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（指定催しの指定）

第四条の二 消防長又は消防署長は、条例第四十二条の二第一項の規定により指定催しを指定したときは、同条第三項の規定に基づき、指定催しの指定通知書（第一号様式の五）により通知するものとする。

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出）

第四条の三 条例第四十二条の三第一項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画は、同条第二項の規定に基づき、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（第一号様式の六）に当該業務を行う区域及び場所を記した略図を添えて、消防長又は消防署長に

第1号様式の5 (第4条の2関係)

甲広 消発第 一 号
年 月 日

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則)

指定催しの指定通知書

住 所

氏 名

様

(法人の場合は、住所・代表者の氏名)

甲府地区広域行政事務組合

消防署長

公印

甲府地区広域行政事務組合火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、甲府地区広域行政事務組合消防長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府地区広域行政事務組合を被告（訴訟において甲府地区広域行政事務組合を代表する者は管理者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分について審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式の6 (第7条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日						
様						
届出者						
住 所						
(電話)						
氏 名						
印						
開 設 期 間	自	至	年	月	日	日
開 設 場 所						
催 し の 名 称						
開 設 店 数				消 火 器 の 設 置 本 数		
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)					
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄		

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則)
 第五号様式の五の次に次の一様式を加える。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等一覧表、露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

A (甲府広域二五)

第八編 業務 (甲府地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則)

三六五五・七 (三六六)